

(平成26年12月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年6月から15年3月までは26万円、同年4月から同年6月までは30万円、同年7月は32万円、同年8月から16年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年6月までは30万円、同年7月から同年10月までの期間、同年12月及び17年1月は32万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月は30万円、同年5月から同年12月までは32万円、18年1月は34万円、同年3月は32万円、同年4月から同年7月までは34万円、同年8月及び同年9月は32万円、同年12月、19年1月及び同年8月は34万円、20年5月から同年8月までは36万円、22年10月は32万円、同年11月は34万円、同年12月から23年2月までは36万円、同年3月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月8日、同年12月15日、16年8月10日、同年12月15日及び17年8月10日は20万円、同年12月15日は9万8,000円、18年12月15日は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から24年4月1日まで
② 平成15年8月8日

- ③ 平成 15 年 12 月 15 日
- ④ 平成 16 年 8 月 10 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 15 日
- ⑥ 平成 17 年 8 月 10 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 15 日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 15 日

申立期間①について、私が所持している A 株式会社の給与支払明細書に記載されている給与額と標準報酬月額が相違しているので訂正してほしい。

申立期間②から⑧までについて、A 株式会社から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違及び申立期間②から⑧までに係る標準賞与額の記録が無いことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書及び源泉徴収票、B 株式会社から提出された賃金台帳、C 市から提出された給与支払報告書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成 14 年 6 月から 15 年 3 月までは 26 万円、同年 4 月から同年 6 月までは 30 万円、同年 7 月は 32 万円、同年 8 月から 16 年 1 月までは 30 万円、同年 2 月は 28 万円、同年 3 月から同年 6 月までは 30 万円、同年 7 月から同年 10 月までの期間、同年 12 月及び 17 年 1 月は 32 万円、同年 2 月は 30 万円、同年 3 月は 32 万円、同年 4 月は 30 万円、同年 5 月から同年 12 月までは 32 万円、18 年 1 月は 34 万円、同年 3 月は 32 万円、同年 4 月から同年 7 月までは 34 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 32 万円、同年 12 月、19 年 1 月及び同年 8 月は 34 万円、20 年 5 月から同年 8 月までは 36 万円、22 年 10 月は 32 万円、同年 11 月は 34 万円、同年 12 月から 23 年 2 月までは 36 万円、同年 3 月は 34 万円、同年 5 月は 32 万円、同年 6 月は 36 万円、同年 7 月は 34 万円、同年 8 月は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いて、B株式会社は、当該期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対して誤って届け出たこと、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年11月、18年2月、同年10月及び同年11月、19年2月から同年7月まで、同年9月から20年4月まで、同年9月から22年6月まで、同年9月、23年4月、同年9月から24年3月までについては、申立人から提出された給与支払明細書及び源泉徴収票、B株式会社から提出された賃金台帳、C市から提出された給与支払報告書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又はそれよりも低い額となることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成22年7月及び同年8月については、A株式会社の申立期間当時の厚生年金保険料の控除方法が翌月控除であるところ、同年8月の給与支払明細書が無く、同年7月に係る厚生年金保険料控除額及び同年8月の給与支給額が確認できない上、申立人から提出された家計簿によると、同年8月の欄には「傷病手当」の記載はあるが、給与支給額、厚生年金保険料控除額等が記載されていないため、同年7月に係る厚生年金保険料控除額及び同年8月の給与支給額が不明であり、当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額を推認することができない。

このほか、申立期間①のうち、平成22年7月及び同年8月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成22年7月及び同年8月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②から⑧までに係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書及びB株式会社から提出された賞与支給試算資料により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間②から⑥までは20万円、申立期間⑦は9万8,000円、申立期間⑧は8万円とすることが妥当である。

また、申立期間②から⑧までに係る賞与の支給日については、B株式会社の回答から、申立期間②は平成15年8月8日、申立期間③は同年12月15日、申立期間④は16年8月10日、申立期間⑤は同年12月15日、申

立期間⑥は17年8月10日、申立期間⑦は同年12月15日、申立期間⑧は18年12月15日とすることが相当である。

なお、申立期間②から⑧までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B株式会社は、申立人の当該期間の賞与に係る届出を行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3583

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和20年9月1日、資格喪失日は21年1月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から23年9月1日まで

私は、申立期間当時、A株式会社に正社員として勤務し、2年から3年ほどB業務を行っていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人と同姓同名かつ同一の生年月日の者で、A株式会社における資格取得日が昭和20年9月1日と記載され、資格喪失日が記載されていない基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、A株式会社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が当時の同僚として氏名を挙げた二人に係る被保険者記録が確認できる上、同社は、厚生年金保険被保険者台帳（No.1）を提出し、「申立人は、昭和20年9月1日に被保険者資格を取得したものの、資格喪失日は不明である。」旨回答していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、当該未統合の被保険者記録における厚生年金保険被保険者番号は、A株式会社から提出された上記台帳に記載されている申立人の被保険者番号と同じであることから、当該未統合の被保険者記録は申立人の被保険者記録であることが認められる。

加えて、A株式会社から提出された厚生年金保険被保険者台帳（No.2）によると、その表紙には、「資格喪失年月日 S21～25」と記載されており、同台帳に記載された被保険者記録は、昭和21年1月1日以前に被保険者資格を喪失した者を除いた記録であることが推認できるところ、同台帳において、申立人に係る被保険者記録は確認できないことから、申立人は、20年12月31日まで同社に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和20年9月1日、資格喪失日は21年1月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に記載されているA株式会社における被保険者資格取得時の記録から、20円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和21年1月1日から23年9月1日までの期間については、上述のとおり、A株式会社から提出された厚生年金保険被保険者台帳（No.2）において、申立人に係る被保険者記録は確認できない。

また、A株式会社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和20年9月1日）を含む昭和20年7月1日から21年3月31日までの期間に被保険者資格を取得した219人のうち、所在が確認できた4人に照会したところ、回答があった1人からは、申立人の主張を裏付ける具体的な証言を得ることができなかつた上、申立人が名前を挙げた当時の同僚2人について所在を確認することができず、証言を得ることはできなかつた。

このほか、申立人が申立期間のうち昭和21年1月1日から23年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年1月から同年9月までは15万円、同年10月は14万2,000円、同年11月から15年4月までは15万円、同年5月は16万円、同年6月は15万円、17年8月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月8日、同年12月15日、16年8月10日、同年12月15日は10万円、17年8月10日は15万円、18年12月15日は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年4月1日から19年12月1日まで
② 平成15年8月8日
③ 平成15年12月15日
④ 平成16年8月10日
⑤ 平成16年12月15日
⑥ 平成17年8月10日
⑦ 平成18年12月15日

申立期間①について、私が所持しているA株式会社の給与支払明細書に記載されている給与額と標準報酬月額が相違しているので訂正してほしい。

申立期間②から⑦までについて、A株式会社から賞与が支給されてい

たが、厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の変動及び申立期間②から⑦までに係る標準賞与額の記録が無いことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成14年1月から同年9月までは15万円、同年10月は14万2,000円、同年11月から15年4月までは15万円、同年5月は16万円、同年6月は15万円、17年8月は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B株式会社は、当該期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対して誤って届け出たこと、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成13年4月から同年12月まで、15年7月から17年7月まで、同年9月から19年11月までについては、申立人は厚生年金保険被保険者資格取得月に係る給与支払明細書を所持していない上、資格取得月以降の当該期間に係る給与支払明細書により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又はそれよりも低い額となることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②から⑦までに係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書及びB株式会社から提出された賞与支給試算資料により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間②から⑤までは10万円、申立期間⑥は15万円、申立期間⑦は8万円とすることが妥当である。

また、申立期間②から⑦までに係る賞与の支給日については、B株式会社の回答から、申立期間②は平成15年8月8日、申立期間③は同年12月

15日、申立期間④は16年8月10日、申立期間⑤は同年12月15日、申立期間⑥は17年8月10日、申立期間⑦は18年12月15日とすることが相当である。

なお、申立期間②から⑦までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B株式会社は、申立人の当該期間の賞与に係る届出を行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Bの元人事担当者は、A株式会社がC株式会社から分社し独立した際に同社から転籍した従業員は、全員が一日の空白も無く継続して勤務したとしている上、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を誤ったと思われる旨証言している。

さらに、株式会社Bは、保険料控除が確認できる資料は無いが、当時も本社一括で給与計算を行っていたので、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである旨回答している。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認

できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（福島）厚生年金 事案 3586

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Bの元人事担当者は、A株式会社がC株式会社から分社し独立した際に同社から転籍した従業員は、全員が一日の空白も無く継続して勤務したとしている上、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を誤ったと思われる旨証言している。

さらに、株式会社Bは、保険料控除が確認できる資料は無いが、当時も本社一括で給与計算を行っていたので、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである旨回答している。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認

できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における申立期間の標準賞与額に係る記録を4万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 8 日

私は、申立期間においてA株式会社から支給された賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A株式会社の回答、複数の元同僚から提出された平成15年8月分賞与に係る給与支給明細書及び申立人から提出されたB銀行の総合口座通帳の振込記録により、申立人はA株式会社から同年8月8日に賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、上記給与支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記総合口座通帳に記載されている賞与振込額等を基に算出した賞与額及び保険料控除額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は、「当時の資料は無く不明である。」と回答しているが、オンライン記録によると、申立期間当時において、同社の厚生年金保険被保険者であった17人全員に平成15年8月に支給された賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は当該賞与に係る届出を行

っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における申立期間の標準賞与額に係る記録を16万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 8 日

私は、申立期間においてA株式会社から支給された賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A株式会社の回答、複数の元同僚から提出された平成15年8月分賞与に係る給与支給明細書及び申立人から提出されたB銀行の総合口座通帳の振込記録により、申立人はA株式会社から同年8月8日に賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、上記給与支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記総合口座通帳に記載されている賞与振込額等を基に算出した賞与額及び保険料控除額から、16万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は、「当時の資料は無く不明である。」と回答しているが、オンライン記録によると、申立期間当時において、同社の厚生年金保険被保険者であった17人全員に平成15年8月に支給された賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は当該賞与に係る届出を行

っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 13 日

私は、平成 19 年 4 月から 22 年 6 月まで A 株式会社勤務したが、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳及び平成 19 年分給与所得の源泉徴収票、同僚が所持する賞与明細書並びに A 株式会社において統括部長を務めていたとする者の回答から判断すると、申立期間において、申立人が同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における標準賞与額は、前述の申立人が所持する預金通帳及び源泉徴収票並びに同僚が所持する賞与明細書により確認できる社会保険料等の金額から算出した賞与支給額及び保険料控除額から、3

万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立期間①は 28 万円、申立期間②は 19 万 6,000 円、申立期間③は 29 万 4,000 円、申立期間④は 24 万円、申立期間⑤は 24 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 26 日
② 平成 18 年 7 月 26 日
③ 平成 18 年 8 月 10 日
④ 平成 19 年 12 月 19 日
⑤ 平成 20 年 12 月 26 日

私は、A社（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間に同社から賞与が支給されたが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、C銀行の回答及びB事業所に勤務していた同僚の預金取引明細表から、申立人がA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、申立人の平成18年度から21年度まで（平成17年から20年までの所得分）の「賦課資料（所得照会書）についての回答書」により確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録における平成17年から20年までの申立人の標準報酬月額に基づいて算出した社会保険料控除額を上回ることが確認できる。

さらに、申立人と同様にB事業所に勤務していた同僚が所持する申立期

間①から⑤までに係る賞与の支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①から⑤までにおいて厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、前述のC銀行の回答、「賦課資料（所得照会書）についての回答書」及び同僚が所持する賞与の支給明細書により算出した厚生年金保険料控除額から、申立期間①は28万円、申立期間②は19万6,000円、申立期間③は29万4,000円、申立期間④は24万円、申立期間⑤は24万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成5年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から同年11月1日まで
年金記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。平成3年10月から同社のB支社に勤務し、5年10月に同支社が独立してC市内に株式会社Dが設立された後は、同社において8年12月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及び申立人と同じく平成5年10月1日に株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年11月1日に厚生年金保険適用事業所となった株式会社Dにおいて被保険者資格を取得した同僚の証言等によれば、申立人は、株式会社AのB支社又は株式会社Dに申立期間も継続して勤務していたと推認できる。

また、上記同僚の一人が所持している給与明細書によれば、申立期間及びその前後の期間において給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、当該給与明細書に記載された「部課コード」及び「社員番号」は申立期間及びその前後の期間で変更が無いことから、申立期間も株式会社Aから給与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、株式会社Aにおいて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成5年10月1日の定時決定のオンライン記録から53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないが、株式会社Aと契約していた社会保険労務士法人は、同社から連絡を受けて、同社B支社の従業員の資格喪失日を平成5年10月1日と届け出たと証言していることから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は同年10月に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3590

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月

私は、平成 17 年 11 月から 19 年 3 月まで A 株式会社に勤務したが、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が給与等の振込先であったとする金融機関から提出された預金元帳によれば、申立期間において給与の振込みは確認できるものの、賞与の振込みは確認できない。

また、申立人は、上記以外の金融機関を賞与の振込先として指定したことは無いと思うとしている。

さらに、オンライン記録によれば、申立人とほぼ同時期に A 株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 5 人について、いずれも申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない上、同社において統括部長を務めていたとする者は、少なくとも入社後 1 か月の社員に対しては賞与の支給は無かった旨回答している。

加えて、閉鎖事項全部証明書によると、A 株式会社は既に解散している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時取締役であった一人は、申立人に対する賞与の支給及び厚生年金保険料控除の有無について不明と回答していることから、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3592

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 8 月 1 日に A 株式会社 B 事業所（以下「B 事業所」という。）へ入社したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 9 月 1 日となっている。

しかし、昭和 55 年 8 月 1 日から勤務したことに間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した「退職手当金計算書」、B 事業所の承継事業所である C 株式会社が提出した「人事記録マスター」及び同社の回答により、申立人は昭和 55 年 8 月 1 日から B 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C 株式会社は、申立人の厚生年金保険料の控除について、確認できる資料が無いことから不明と回答している。

また、申立人は、「同期入社は自分を含め 4 人だった。」としているところ、申立人及び同期入社だったとする同僚 3 人の雇用保険の被保険者資格取得日は昭和 55 年 8 月 1 日であるものの、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 9 月 1 日であることが確認できる。

さらに、B 事業所において申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者、申立人が同僚として名前を挙げた者及び申立期間当時、同事業所の社会保険事務を担当していたとする者の計 13 人に照会したところ、回答があった 7 人から、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料控除について回答は得られなかった。

加えて、申立人の B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に

よると、資格取得日は昭和 55 年 9 月 1 日であり、オンライン記録と一致している上、不適切な訂正も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。